

第一牧志公設市場再整備推進事業かわら版 令和4年度第2号

「第一牧志公設市場移転に関する抽選説明会」を開催しました。

【外小間①】日時:7月11日(月)11時～ 場所:仮設市場1階 北口空き店舗

【外小間②】日時:7月11日(月)13時～ 場所:仮設市場1階 北口空き店舗

【鮮 魚】日時:7月11日(月)14時～ 場所:仮設市場1階 北口空き店舗

【生 鮮①】日時:7月12日(火)11時～ 場所:仮設市場1階 北口空き店舗

【生 鮮②】日時:7月12日(火)13時～ 場所:仮設市場1階 北口空き店舗

【精 肉①】日時:7月12日(火)14時～ 場所:仮設市場1階 北口空き店舗

【食 堂】日時:7月12日(火)15時～ 場所:仮設市場1階 北口空き店舗

第一牧志公設市場の再整備（仮設市場から新市場への移転）に伴う抽選会について、使用場所情報等の説明を行い、ご参加いただいた事業者の皆様と意見交換を行いました。

1. 抽選説明会の日程（確定）

抽選の実施日程

（各部門の抽選日程）※時間厳守

部門	日付および開始時刻	場所
精肉部門	8月18日(木) 午後1時～2時	那覇市ぶんか テンプス館 3階 会議室
鮮魚部門	8月18日(木) 午後2時半～3時半	
生鮮部門	8月18日(木) 午後4時半～5時	
外小間 (市場中央通り)	8月19日(金) 午前11時～11時半	
外小間 (松尾東線)	8月19日(金) 午後1時～1時半	
外小間 (松尾19号線)	8月19日(金) 午後2時～2時半	
2階食堂	8月19日(金) 午後3時～4時	

※開始時刻より15分間を受付時間とします。

2. 抽選説明会の資料（共通）

(1) 当日資料（抜粋）

※当日資料（次頁参照）に記載の抽選の実施日時は振替となりました。

正しくは、上に記載した「1. 抽選説明会の日程（確定）」となります。

新市場移転に向けた抽選の説明資料

1. 抽選の実施日程

(各部門の抽選日程) ※時間厳守

部門	日付および開始時刻		場所
精肉部門	※日程が変更になります。		那覇市ぶんか テンプス館 3階 会議室
鮮魚部門			
生鮮部門	8月2日(火)	午後4時～5時	
外小間 (市場中央通り)	8月3日(水)	午前11時～11時半	
外小間 (松尾東線)	8月3日(水)	午後1時～1時半	
外小間 (松尾19号線)	8月3日(水)	午後2時～2時半	
2階食堂	8月3日(水)	午後3時～4時	

※開始時刻より15分間を受付時間とします。

2. 新市場の使用場所の抽選の流れ及び方法

- ・新市場の使用場所の配置は、別紙「新市場使用場所レイアウト図」のとおりです。
- ・各事業者の新市場の使用場所の決定は、公平性確保の観点から抽選により決定します。
- ・抽選は、各部門の店舗区分(大・中・小)毎に行います。
- ・抽選は、2段階方式とし、事業者により2回くじを引いていただきます。
- ・上記の結果、使用場所を指定する順番が決まりますので、くじの順番で希望する使用場所を指定してもらいます。

(抽選方法)

<1回目のくじ引き>

- ・仮設市場の小間番号の若い順にくじを引き、次に旧市場の小間番号の若い順にくじを引き、2回目のくじ引き順番を決める。(別添の「1回目のくじ引き順」参照)



<2回目のくじ引き>

- ・1回目のくじ引きの結果の順番で2回目のくじを引き、希望する使用場所を指定する順番を決める。



<場所確定>

- ・2回目のくじ引きの結果の順番で希望する使用場所を指定する。

3. 新市場への移転及び抽選にあたっての重要事項

- ・新市場への移転及び抽選に関する重要事項は、以下のとおりです。

抽選にあたっての重要事項が記載されていますので、必ずお読みください。

- (1) 抽選対象者（使用場所名義人）による抽選の実施について
 - ・抽選対象者による抽選を原則としますが、抽選対象者の委任があれば抽選対象者以外の方による抽選もできます（事務局への委任も可）。
 - ・抽選対象者以外の方が抽選する場合は、4 ページの委任状を抽選当日に持参して下さい（抽選対象者以外の方が抽選する場合、本人確認ができる書類（運転免許証等）の提示が必要となります）。
- (2) 開始時刻の厳守について
 - ・1 ページの抽選の開始時刻は、時間厳守とします。受付時間（開始時刻から 15 分間）終了後は、抽選に参加することはできません。
 - ・受付時間に間に合わなかった抽選対象者は、抽選会（第 1 回目）終了後、空いている使用場所を対象とした抽選を実施します。
- (3) 抽選当日に欠席した場合の対応について
 - ・抽選会（第 1 回目）に欠席した抽選対象者を対象に、空いている使用場所を対象とした、抽選会（第 2 回目）を実施（8 月中旬予定）します。
 - ・抽選会（第 2 回目）に正当な理由なく参加しなかった場合は、那覇市行政手続条例に基づき、新市場の使用内定を取り消します。
- (4) 抽選する使用場所の面積について
 - ・同じ店舗区分（大・中・小）においても使用場所の面積が若干異なるものがあります。詳細は 3 ページの「新市場の店舗面積及び使用料一覧」及び別紙の「新市場使用場所レイアウト図(A3 版)」を参照下さい。
- (5) 希望する使用場所の指定について
 - ・希望する使用場所の指定は、当日会場にて行っていただきます。
「持ち帰って検討する」、「順番をパスする」といったことはできません。
 - ・円滑な抽選の実施のため、抽選当日までに複数候補を想定しておいてください。
- (6) 抽選への立会いについて
 - ・抽選に際して、付添は可能です。ただし、会場の規模もあるため、会場内に入りきれない場合はご遠慮いただく場合があります。
- (7) 抽選後の使用場所の変更及び事業者間の交換について
 - ・原則、抽選後の使用場所の変更及び事業者間の交換を行うことはできません。
 - ・抽選後、新市場への移転辞退を希望する場合は、移転辞退届のご提出が必要です。
- (8) 新市場への移転後、営業を辞めた場合の対応について
 - ・使用場所の返還となります。

(9) 新市場の使用料の見直しについて(案)

- ・新市場において1階の使用料は「5,500円/㎡・税込」となります。
- 2階の市場使用料「3,900円/㎡・税込」となります。

第1号様式（第3第1項第8号関係）

第 号
令和 年 月 日

委任状

代理人（当日抽選する方）

住所 _____

氏名 _____ (印)

※認印可

上記の者を代理人と定め、那覇市経済観光部なはまち振興課が実施する第一牧志公設市場（新市場）への移転に向けた使用場所の抽選の権限を委任する。

令和 年 月 日

委任者（使用場所名義人）

住所 _____

氏名 _____ (印)

※認印可。

備考

- (1) 本表は、必ず委任者（使用場所名義人）が記入してください。
- (2) 委任を受けて抽選会に来られる代理人の方は、本人確認ができる書類（運転免許証等）の提示をお願いします。
- (3) 委任状は抽選会当日に持参してください。
- (4) 事務局へ委任する場合は、「受任者（当日抽選する方）」の氏名欄に「那覇市経済観光部なはまち振興課」と記載ください。
- (5) 事務局へ委任する場合は、希望する順に使用場所番号を下記の「使用場所希望表」へ記載ください（例：精肉大1）。

【使用場所希望表】

希望順位	使用場所番号	希望順位	使用場所番号
1位		7位	
2位		8位	
3位		9位	
4位		10位	
5位		11位	
6位		—	—

2. 外小間部門

(1) 当日資料（抜粋）

4. 部門別抽選方法（外小間）の詳細 ※留意事項等

- ・抽選は、通り毎（市場中央通り、松尾東線、松尾19号線）で抽選会を実施します。
 - ・外小間の使用場所の開口部にはシャッターが設置されます。
- (1) 市場中央通り
- ・中小間に該当する2事業者（野田商店、玉城鯉節店）の抽選を行い、次に小小間に該当する4事業者（バイオグリーン、備瀬商店、大城文子鯉節店、オキナワグロッサリー）の抽選を行います。
 - ・大小間は該当者が1事業者（上原果物店）となるため、抽選は行いません。
- (2) 松尾東線
- ・小小間に該当する6事業者（仲尾次三味線なんでも屋、電柱商店、兼次商店、エデン、照尚、真栄田商店）の抽選を行います。
 - ・特大と大小間は該当者がそれぞれ1事業者（特大：食料品店てるや、大：和族）となるため、抽選は行いません。
- (3) 松尾19号線
- ・小小間に該当する5事業者（新風、城間田芋店、コーヒースタンド小嶺、大城洋裁店、謝敷商店）の抽選を行います。
 - ・大小間は該当者が1事業者（琉夏）となるため、抽選は行いません。

5. 新市場の店舗面積及び使用料一覧（外小間）

- ・各部門の新市場内の配置や使用場所の大きさは、別紙の「新市場使用場所レイアウト図（A3版）」を参照下さい。

(1) 市場中央通り

■外小間（市場中央通り） 使用料 5,500円/月㎡当り（税込）

抽選区分	小間名	間口（m）	面積（㎡）	使用料（円/月）・税込	該当使用場所番号
大	間口	2.20	7.10	39,050	外大2
	奥行	3.19			
	間口	3.12	6.92	38,060	外大1
	奥行	2.45			
中	間口	2.20	6.25	34,375	外中2
	奥行	2.43	6.23	34,265	外中1
	間口	2.20			
	奥行	2.43			
小	間口	1.42	4.00	22,000	外小1、4
	奥行	2.43			
	間口	1.38	4.00	22,000	外小2、3
	奥行	2.43			

※奥行は最大値となります。

(2) 松尾東線

■外小間（松尾東線） 使用料 5,500円/月㎡当り（税込）

抽選区分	小間名	間口（m）	面積（㎡）	使用料（円/月）・税込	該当使用場所番号
特大	間口	4.06	19.17	105,435	外特1
	奥行	4.31			
大	間口	3.05/1.60	8.47	46,585	外大3
	奥行	2.45			
小	間口	1.78	5.50	30,250	外小7
	奥行	2.40			
	間口	2.54	5.44	29,920	外小6
	奥行	2.45			
	間口	2.02	5.44	29,920	外小8
	奥行	2.40			
	間口	2.06	5.44	29,920	外小9、10
	奥行	2.40			
	間口	1.65	5.37	29,535	外小5
	奥行	3.19			

※奥行は最大値となります。

※外大3は柱を隔てて一方向2面が通路に接しているため、それぞれの数値を表記しています。

(3) 松尾19号線

■外小間 (松尾19号線) 使用料 5,500円/月㎡当り (税込)

抽選区分	小間名	間口 (m)	面積 (㎡)	使用料 (円/月) ・税込	該当使用場所番号
大	間口	2.03	6.74	37,070	外大5
	奥行	3.56			
	間口	2.43	6.20	34,100	外大5
	奥行	2.40			
小	間口	1.74/2.12	6.18	33,990	外大4
	奥行	2.55/2.40			
	間口	2.03	5.23	28,765	外小13、14、15
	奥行	2.40			
	間口	2.15	4.81	26,455	外小11
	奥行	2.27			
	間口	1.63	4.30	23,650	外小12
	奥行	2.40			

※奥行は最大値となります。

※外大4は角小間となり、二方向2面が通路に接しているため、それぞれの数値を表記しています。

資料 「新市場移転に向けた抽選の説明資料」

部門別抽選方法の詳細、新市場の店舗面積及び使用料一覧

(2) 抽選説明会における質問・意見に対する市の回答 (11 時～12 時)

【参加者 (11 時～12 時)】

兼次商店、仲尾次三線なんでも屋、お茶・食料品の店てるや、電柱商店、コーヒースタンド小嶺、謝敷商店、城間田芋店、和族、野田商店、上原果物店 (計 10 事業者)



図 外小間部門抽選説明会 (11 時～) の様子

No.	質問・意見	市の回答
1	(松尾19号線) ・使用場所は全部で8小間だが、抽選該当事業者は6事業者である。残り2小間はどのような取り扱いとなるか。	・大は琉夏さんのみ。琉夏さんには3つの大小間から選んでもらう。松尾19号線に限らず、すべての事業者が使用場所を決定し、空き小間が確定してから、募集するか市として判断する。
2	・シャッターの外の什器等のはみ出しは、どこまで許容されるのか。シャッターの中だけでは商売が成り立たない。	・シャッター外のスペース (公設市場敷地内) の利用の可否は市で検討中であるが、市場事業者が利用する場合、費用負担が必要だと考えている。
3	・クーラーの設置を検討している。	・室外機は屋上に設置することになる。ルームクーラーの仕様だと設置は厳しく、14畳等の容量の大きいクーラー (業務用のクーラー) の設置か、もしくはスポットクーラーであれば設置可能なので、検討をしていただきたい。

	・エアコンを設置する場合、壁自体に補強が必要との話であった。設置する予定を事前に伝えれば、施工時に補強（室内機設置のための）を入れるという話があったが、そう考えてよいのか。	・A工事での個別対応は市としてはできない。ご自身で壁等に補強をしていただき、施工することは問題ない。
4	・冷凍庫（別置型）の室外機の取り扱いはどうか。	・現在使用の、店舗の棚に設置している小型のものであれば問題ない。機器動力が大きくなり、発熱量が大きくなると室外機の屋上設置をお願いすることになる。
5	・面積がずれることもあるのか。	・配布した「新市場移転に向けた抽選の説明資料」の3ページのとおり。あくまで図面で計測した面積であり、実際には若干の差がある。間口についても多少の差が発生する。

【その他補足等】

- ・原則は名義人の方に抽選していただくことになるが、名義人の方が抽選日に来られない場合は、委任状を提出いただくことにより代理人の抽選が可能である（代理人の方の本人確認ができる書類（運転免許証等）の提示が必要）。身の回りに代理人がいない場合は、市（なはまち振興課）で代理を務めることもできるが、その場合、委任状に「使用場所希望順位」などの必要事項を記載の上、抽選日の前日までに市（なはまち振興課）へ委任状を提出する必要がある。
- ・2階の食堂系統のグリーストラップが外小間の通り沿い（シャッターの外、店舗前）に設置する。場所は、（市場中央通り）大1、小2、中1、（松尾19号線）小11、小14の店舗前。松尾東線は、店舗の前の設置はない。（サイズ：130～160ℓ、長辺1m、短辺50～60cm）維持管理は2階の食堂事業者自身で行う。

（3）抽選説明会おける質問・意見に対する市の回答（13時～14時）

【参加者（13時～14時）】

和族、バイオグリーン、玉城鯉節店、大城文子鯉節店、備瀬商店（計5事業者）



図 外小間部門抽選説明会（13時～）の様子

No.	質問・意見	市の回答
1	・旧市場の角小間は2面使用ができたが、壁がたちあがり、角小間でも2面利用ができないように見える。正面しか陳列できないのか。	・シャッター外のスペース（公設市場敷地内）の利用の可否は市で検討中であるが、市場事業者が利用する場合、費用負担が必要だと考えている。今、示している使用料は、小間の部分だけ（シャッター内）となっている。検討し追って周知する。

【その他補足等】

- ・原則は名義人の方に抽選していただくことになるが、名義人の方が抽選日に来られない場合は、委任状を提出いただくことにより代理人の抽選が可能である（代理人の方の本人確認ができる書類（運転免許証等）の提示が必要）。身の回りに代理人がいない場合は、市（なはまち振興課）で代理を務めることもできるが、その場合、委任状に「使用場所希望順位」などの必要事項を記載の上、抽選日の前日までに市（なはまち振興課）へ委任状を提出する必要がある。
- ・2階の食堂系統のグリーストラップが外小間の通り沿い（シャッターの外、店舗前）に設置する。場所は、（市場中央通り）大1、小2、中1、（松尾19号線）小11、小14の店舗前。松尾東線は、店舗の前の設置はない。（サイズ：130～160ℓ、長辺1m、短辺50～60cm）維持管理は2階の食堂事業者自身で行う。

3. 鮮魚部門

（1）当日資料（抜粋）

4. 部門別抽選方法（鮮魚）の詳細 ※留意事項等

- ・大小間に該当する11事業者が抽選後、中小間を希望する5事業者の抽選を行います。
- ・鮮魚大2大11は、シンク用排水と集水樹排水がそれぞれ別々のグリーストラップに接続されているため、維持管理の際はご注意ください。

5. 新市場の店舗面積及び使用料一覧（鮮魚）

- ・各部門の新市場内の配置や使用場所の大きさは、別紙の「新市場使用場所レイアウト図（A3版）」を参照下さい。

■鮮魚		使用料 5,500円/月㎡当り（税込）			
抽選区分	寸法(m)	面積 (㎡)	使用料 (円/月)・税込	該当使用場所番号	
大	間口 5.20	13.10	72,050	大2、9	
	奥行き 2.52				
	間口 4.62	12.90	70,950	大11	
	奥行き 2.86				
	間口 4.62	11.64	64,020	大1、3、4、5、6、7、8、10	
	奥行き 2.52				
中	間口 2.52	7.77	42,735	中1	
	奥行き 3.39				
	間口 2.52	8.43	46,365	中2	
	奥行き 3.53				
	間口 2.52	6.40	35,200	中3	
	奥行き 2.60				
	間口 2.92	7.68	42,240	中4	
	奥行き 2.63				
	間口 3.00	8.37	46,035	中5	
	奥行き 2.79				

※奥行きは最大値となります。

資料 「新市場移転に向けた抽選の説明資料」
部門別抽選方法の詳細、新市場の店舗面積及び使用料一覧

(2) 抽選説明会における質問・意見に対する市の回答

【参加者】

大城うなぎ店、合同会社仲田鮮魚、長嶺鮮魚店、翁長鮮魚、与那嶺鮮魚、株式会社ゆいまーる 魚久鮮魚、永有鮮魚店、上原鮮魚店、仲田鮮魚店、城間鮮魚店、西銘鮮魚店、ヤマセ商会、新垣鮮魚店、株式中真 中真水産、くに鮮魚（計 15 事業者）



図 鮮魚部門抽選説明会の様子

No.	質問・意見	市の回答
1	・ どの小間がどの小間と同じグリーストラップを共有（維持管理）するのか。	・ 中 1 と中 2、大 1 の 3 小間で同じグリーストラップ。中 3、大 2 の集水桝（床排水）が同一、大 2 のシンク用排水と大 11 の集水桝（床排水）が同一のグリーストラップに流れる。大 3 と大 4、中 4、大 11 のシンクの排水は同一となり、大 5、大 6、大 7、大 8、中 5 が同一の系統となる。大 9 と大 10 は同じ系統のグリーストラップに接続される。（後日、大 11 については、集水桝とシンク用排水が同じグリーストラップの接続で対応できることになった。※大 2 のみ 2 ヶ所に接続） ・ グリーストラップの情報については後日資料で配布する。
2	・ 1 年遅れたことによる建設費用増の費用も使用料に入っているのか。入れなくてもよいのではないか。家賃の設定を見直してほしい。	・ 建設コストの費用として含めている。
3	・ 当日行けなくなった場合には、どうしたらよいのか。	・ 市に委任したい場合は前日まで、身の回りの方に委任する場合は、当日までに委任状を提出すること。 ・ 委任状は、名義人による記載が必要。
4	・ エスカレーターの上りと下りの場所はどうなっているのか。 ・ 狭いので、ベンチは置かないほうがよい。	・ 向かって右側が上り、その反対が下り。右側通行となる。天井の高さは、仮設市場は 2.9m だが、新市場は 3m。10 cm 高くなる。 ・ エスカレーターの下は、通れるようになっており、生鮮中 1 と生鮮大 3 の小間の間、床からエスカレーター下端までの高さは 2.1m、その奥の、生鮮大 3 正面の高いところで 3.1m ある。ベンチを置くなどする。

	・エスカレーター下端の斜めの部分などがどのようになっているか。数値で示してほしい。	・寸法を入れて、グリーストラップの資料とあわせて配布する。
5	・休憩スペースについて教えてほしい。 ・この場所にテーブルと椅子があったら、店舗がある場合と一緒に危ないのではないかと。無理してイートインを作るのはどうかと思う。掲示板などがあってもよい。 ・間仕切りの壁の高さも教えてほしい。	・エスカレーターの上り下りの箇所に、店舗を予定していたが、人だかりができ危ないということで、店舗をなくした。その場所の使用方法について問い合わせが以前からあったが、イートインスペースなど具体的な使用方法是まだ決まっていない。休憩コーナーとして壁際にベンチを設置するなどが考えられる。 ・間仕切り壁の高さは、1mか1.1mである。
6	・鮮魚大10について、後ろの生鮮の小間が壁上部まで棚を設置したりすると、見通しが悪くなる。 ・生鮮中4と小8の二小間が入ると見通しが悪くなるので、これらの小間は開けてほしいと以前から市へお願いしていた。それでも小間を設置しているのだから、生鮮には見通しは確保するよう書面等で通知し指導してほしい。 ・守られていない場合は、市場管理グループが指導すること。	・1.3m～2mの間は物を置かないように、市のほうで見通しをふさがないようにルールを作っている。 ・見通しのルールを遵守するように、市で対応を検討していく。

【その他補足等】

- ・原則は名義人の方に抽選していただくことになるが、名義人の方が抽選日に来られない場合は、委任状を提出いただくことにより代理人の抽選が可能である（代理人の方の本人確認ができる書類（運転免許証等）の提示が必要）。身の回りに代理人がいない場合は、市（なはまち振興課）で代理を務めることもできるが、その場合、委任状に「使用場所希望順位」などの必要事項を記載の上、抽選日の前日までに市（なはまち振興課）へ委任状を提出する必要がある。

3. 生鮮部門

（1）当日資料（抜粋）

4. 部門別抽選方法（生鮮）の詳細 ※留意事項等

- ・大小間に該当する6業者が抽選を行い、次に中小間に該当する8事業者（対象の使用場所は9カ所）の抽選を行ったのち、小小間に該当する7事業者（対象の使用場所は8カ所）の抽選を行います。
- ・吹き抜けの位置にある使用場所、大1、大2、大3、中1については、小間内に125mm角の柱が配置されます。別紙の新市場使用場所レイアウト図にて位置をご確認ください。

5. 新市場の店舗面積及び使用料一覧（生鮮）

- ・各部門の新市場内の配置や使用場所の大きさは、別紙の「新市場使用場所レイアウト図（A3版）」を参照下さい。

■生鮮 使用料 5,500円/月㎡当り（税込）

抽選区分	寸法(m)	面積 (㎡)	使用料 (円/月)・税込	該当使用場所番号
大	間口 3.52 奥行 2.52	8.87	48,785	生鮮大1、2、4
	間口 3.44 奥行 2.52	8.67	47,685	生鮮大5、6
	間口 3.52 奥行 2.23	7.85	43,175	生鮮大3
中	間口 3.13 奥行 2.64	7.81	42,955	生鮮中7
	間口 3.12 奥行 2.64	7.75	42,625	生鮮中8
	間口 1.20/1.70/1.02 奥行 2.64	7.13	39,215	生鮮中6
	間口 2.77 奥行 2.52	6.98	38,390	生鮮中3
	間口 2.77 奥行 3.02	6.82	37,510	生鮮中5
	間口 2.69 奥行 2.52	6.78	37,290	生鮮中2
	間口 3.35 奥行 2.01	6.75	37,125	生鮮中9
	間口 2.54 奥行 2.52	6.40	35,200	生鮮中4
	間口 2.62 奥行 2.23	5.84	32,120	生鮮中1
	間口 1.92 奥行 2.52	4.84	26,620	生鮮小8
	間口 2.02 奥行 2.52	5.09	27,995	生鮮小1、3、4、5、 6、7
	間口 1.94 奥行 2.52	4.89	26,895	生鮮小2

※奥行は最大値となります。

※中6は多角形の小間となり、通路に接する三面それぞれの数値を表記しています。

資料 「新市場移転に向けた抽選の説明資料」 部門別抽選方法の詳細、新市場の店舗面積及び使用料一覧

（2）抽選説明会における質問・意見に対する市の回答（11時～12時）

【参加者】

株式会社喜島屋、おみやげの店はる、池宮城商店、山城昆布店、大城屋、仲村商店、神谷商店、沖縄海藻専門店もずキム、新里漬物店、玉城漬物店、平田漬物店、かねこ蒲鉾店（計12事業者）



図 生鮮部門抽選説明会（11時～）の様子

No.	質問・意見	市の回答
1	・小小間は漬物を加工するには手狭となる。中小間が、ひとつ空きがあるのであれば、中小間を希望できないか。	・抽選権利のある店舗区分（大・中・小小間）のみが対象となる。仮設市場で小であれば、新市場でも小小間でしか抽選はできない。今回、中小間が一つ空いているが、その抽選に参加することはできない。 ・すべての小間の抽選が終わり、空いている小間が確定すれば、市場事業者以外も含めたすべての方を対象に公募を実施する予定である。その時は、中小間の抽選に参加をすることは可能である。詳細は未定である。
2	・柱の位置情報等については、いつ頃決定できるか。 ・小間内の柱部分は使用できないし、小間としての使い勝手も他の小間と比較して悪くなる。使用料をもう少し下げてほしいという話も出ている。柱があることは、昨日まで知らなかった。 ・柱が小間内にあることで、店舗内が見えづらく、売り上げへのデメリットもある。柱が設置されるのであれば、それを考慮した使用料を考えてほしい。 ・賃料や柱の情報が解決しないまま抽選するのは難しい。抽選前に確定してほしい。 ・抽選日の変更があるのであれば、柱位置や賃料の情報も整理できて検討できる日程にするとよいのではないか。	・屋根をかけるために柱（12.5cm 角）が必要である。出来る限り店舗の営業に影響が出ないように、柱を境界まで寄せられないか検討を行う。 ・構造についても確認しないとイケないが、抽選会の前週までには示したい。 ・使用料については、柱の面積を除く必要があると考えている。それを踏まえ、取り扱いを検討する。
3	・賃料の設定の仕方について教えてほしい。 ・原価である建設費も入っているのか。また、現在物価も上がっているため、今後賃料の変動の可能性もあるか。	・使用料を定める場合の那覇市の指針をもとに使用料を決定している。当初、1 等級の 6,000 円/㎡を想定していたが、フロア内で 1 等と 2 等を分ける根拠がなく、また、市場事業者との意見交換をした中で、2 等級の 5,500 円/㎡（案）を設定した。これから何年かけて運営してみて、調査した上で、しっかりとした根拠をもとに、賃料の変更は相談していきたい。 ・建設費も入っている計算となる。使用料の変動の可能性はある。

4	・落下物防止の対策はどのようにしているか。 ・共益費はどのくらいになるのか。 ・吹き抜けが大きく、冷気が上り空調使用量（電気）がかかってしまうのではないか。省エネなど検討はされているか。 ・共用部分の使用料は面積割りとなるのか。 ・吹き抜けの部分の店内電灯はどのようになっているか。	・吹き抜け部分の店舗の上にパーゴラを設置し、また、ほこりなどが落ちないように屋根を設置する。 ・仮設市場に比べると設備の性能は向上するが全体の面積が大きくなるため、若干共益費が上がる可能性がある。 ・旧市場は全館空調で、一気に冷やす空調は電気料がかかってしまう。今の仮設もそうだが、新市場ではコンパクトの省エネのタイプを設置する。照明はLEDにするので、電気料金が下がるが、数が多いため使用量は増える。換気もしっかりしないといけないので、空調能力も上げないといけない。トータルバランスとしては、電気料は下がる計画ではあるが、見えない部分もある。省エネについても、努力して計画している。 ・仮設市場と同様であれば、面積割りとなるが、共用部分の共益費を面積割りとするかどうかは、具体的に決定はしていない。 ・小間内には個別に電灯が設置される。吹き抜け部分には上からLEDの照明をあてる。また、吹き抜け部分には窓もあるので、明かりは確保できる。
5	・給排水の施工を、市が指定する業者に依頼すると費用が高くなってしまう。市が指定する施工業者へ依頼しないといけないのか。	・指定業者への依頼は、市の関連条例で定められている。那覇市上下水道局としては、排水がどのように接続しているのか管理したいということで、何につながっているのか、確認する義務がある。 ・施工業者については多数あるため、市場事業者が依頼しやすい示し方や方法を考えていく。

【その他補足等】

- ・原則は名義人の方に抽選していただくことになるが、名義人の方が抽選日に来られない場合は、委任状を提出いただくことにより代理人の抽選が可能。代理人が抽選する場合は、保険証等の本人確認書類が必要となる。身の回りでどなたもいない場合は、市が代理を務めることもできるが、その場合、前日までに市へ委任状を提出する。
- ・抽選会日時や場所の変更の可能性があるため、決定次第文書等にて周知する。

(3) 抽選説明会における質問・意見に対する市の回答 (13時～14時)

【参加者】

みのる漬物店、松や、沖縄自慢、はまジーマミー豆腐専門店、新垣漬物店、合同会社みき屋、大城商店、土産品店レナ (計8事業者)



図 生鮮部門抽選説明会 (13時～) の様子

No.	質問・意見	市の回答
1	・柱があることで、配置に制限がかかり、見通しも悪い。小間内の柱の位置については、使用場所を選ぶ際には必要な情報である。境界までどこまでよせられるかにより必要な冷蔵庫等の対応が変わる。仮設市場と同じ状態で、新市場へ移転するという話だった。 ・柱のある小間については、使用料を下げることにについても検討してほしい。 ・看板の設置等に伴い、柱は必要なものなので、少しでも位置をずらせるか構造上の検討もしてほしい。	・柱の位置については、小間の外側にあった方がよいとの意見もあるが、通行の妨げになるので、小間内に設置する必要がある。なるべく境界によせるように検討する。 ・使用料についても検討する。 ・小間内の柱の設置については、以前から説明はしていたが、細かい説明が足りていなかった。 ・柱や賃料等については、抽選会前までには整理しお伝えする。
2	・他部門との隣り合わせになる使用場所の亚克力板設置は、市ではなく、市場事業者が自費で行うことになるのか。	・市では亚克力板の設置はしません。C工事にて対応をお願いします。影響を与えると考えられる小間が負担することになると思う。
3	・説明資料の中に小間の移動は「原則」認めないとあるが、例外はあるのか。	・例外はありません。

【その他補足等】

- ・原則は名義人の方に抽選していただくことになるが、名義人の方が抽選日に来られない場合は、委任状を提出いただくことにより代理人の抽選が可能である (代理人の方の本人確認ができる書類 (運転免許証等) の提示が必要)。身の回りに代理人がいない場合は、市 (なはまち振興課) で代理を務めることもできるが、その場合、委任状に「使用場所希望順位」などの必要事項を記載の上、抽選日の前日までに市 (なはまち振興課) へ委任状を提出する必要がある。
- ・抽選会日時や場所の変更の可能性があるため、決定次第文書等にて周知する。

4. 精肉部門

(1) 当日資料（抜粋）

4. 部門別抽選方法（精肉）の詳細 ※留意事項等

- ・ 大小間に該当する9事業者が抽選後、小小間に該当する2事業者の抽選を行います。
- ・ 中小間の該当者は1事業者のため、抽選は行いません。
- ・ 吹き抜けの位置にある使用場所、大7、大8については、小間内に125mm角の柱が配置されます。別紙の新市場使用場所レイアウト図にて位置をご確認ください。

5. 新市場の店舗面積及び使用料一覧（精肉）

- ・ 各部門の新市場内の配置や使用場所の大きさは、別紙の「新市場使用場所レイアウト図（A3版）」を参照下さい。

■精肉		使用料 5,500円/月㎡当り（税込）			
抽選区分	寸法(m)	面積(㎡)	使用料(円/月)・税込	該当使用場所番号	
大	間口	4.32	13.20	72,600	精肉大2
	奥行	3.07			
	間口	4.18	13.00	71,500	精肉大1
	奥行	3.07			
	間口	4.62	11.64	64,020	精肉大9
	奥行	2.52			
	間口	4.42	11.14	61,270	精肉大3、4、5、6、7、8
	奥行	2.52			
中	間口	2.52	7.36	40,480	精肉中1
	奥行	3.08			
小	間口	2.52	6.64	36,520	精肉小2
	奥行	2.95			
	間口	2.52	5.88	32,340	精肉小1
	奥行	2.23			

※奥行は最大値となります。

資料 「新市場移転に向けた抽選の説明資料」

部門別抽選方法の詳細、新市場の店舗面積及び使用料一覧

(2) 抽選説明会おける質問・意見に対する市の回答

【参加者】

二中前ミート、美里食肉店、丸昌ミート、上原精肉店、モリヤマミート、宮城精肉店、鶏せん、照光精肉店、上原山羊肉店（計9事業者）



図 精肉部門抽選説明会の様子

No.	質問・意見	市の回答
1	・小間内に柱があると、冷蔵庫のレイアウトが限られてしまう。使用料が他の小間と同額なのはおかしいのではないか。	・小間の方が使い勝手のよいように、小間内の端へ柱を移動できないか検討する。 ・使用料も検討する。 ・使用料は、旧市場の2等級と同等である5,500円/㎡を考えている。案としているのは、議会の承認を経て確定するためである。使用料は、建設費も考慮して設定している。
2	・以前、小間の人通り等立地条件も考慮して使用料に反映していく、という話であったが、どうなったのか。 ・状況をみて2年後は使用料変動の可能性もあるということか。 ・エスカレーターの下方が人の流れは多い。奥の方は皆行きたくない。 ・額を設定できないのはリサーチ不足。日本全国に前例はある。 ・今後、移転するまでの半年間、使用料について議論する余地はないのか。	・小間の位置によって使用料に差をつける根拠がないため、新市場の開場後、調査を行い、使用料について検討していく。
3	・大2の角は、壁から見える小間の奥行はどれくらいか。冷蔵庫の一部しか通りから見えない。大1,2は壁に囲まれて他の小間より不利な場所と考える。	・寸法を確認してお伝えする。

【その他補足等】

- ・原則は名義人の方に抽選していただくことになるが、名義人の方が抽選日に来られない場合は、委任状を提出いただくことにより代理人の抽選が可能である（代理人の方の本人確認ができる書類（運転免許証等）の提示が必要）。身の回りに代理人がいない場合は、市（なはまち振興課）で代理を務めることもできるが、その場合、委任状に「使用場所希望順位」などの必要事項を記載の上、抽選日の前日までに市（なはまち振興課）へ委任状を提出する必要がある。
- ・抽選会日時や場所の変更の可能性があるため、決定次第文書等にて周知する。

次ページへ続く

5. 食堂部門

(1) 当日資料（抜粋）

4. 部門別抽選方法（食堂）の詳細 ※留意事項等

- ・大小間5、中小間5、小小間2の配置となります。
- ・仮設市場で大小間に該当する3事業者（きらく食堂、ツバメ食堂、道頓堀）にて大小間の抽選を行い、次に、仮設市場で中小間に該当する7事業者（豊年、次郎坊、あだん、さくら亭、がんじゅう堂、りゅうみ、えん）にて、残りの大2小間と中5小間を同一区分として抽選を行ったのち、小小間の2事業者（サターアングギー歩、ハート&ベリージェラ沖縄）の抽選を行います。

5. 新市場の店舗面積及び使用料一覧（食堂）

- ・各部門の新市場内の配置や使用場所の大きさは、別紙の「新市場使用場所レイアウト図（A3版）」を参照下さい。

■食堂		使用料 3,900円/月㎡当り（税込）			
抽選区分	寸法(m)	面積 (㎡)	使用料 (円/月)・税込	該当使用場所番号	
大	間口	4.452/1.99	55.88	217,932	食堂大5
	奥行	10.05			
	間口	5.84	54.72	213,408	食堂大4
	奥行	9.37			
	間口	5.84	54.64	213,096	食堂大2
	奥行	9.37			
	間口	5.84	54.36	212,004	食堂大3
	奥行	9.37			
中	間口	5.85	54.05	210,795	食堂大1
	奥行	9.37			
	間口	5.90	50.59	197,301	食堂中3
	奥行	8.57			
	間口	5.84	50.00	195,000	食堂中1、2
	奥行	8.57			
	間口	5.70	39.40	153,660	食堂中5
	奥行	6.98			
小	間口	5.44	37.97	148,083	食堂中4
	奥行	6.98			
	間口	5.80	22.00	85,800	食堂小1
	奥行	3.80			
	間口	3.36	21.00	81,900	食堂小2
	奥行	6.76			

※奥行は最大値となります。

資料 「新市場移転に向けた抽選の説明資料」
部門別抽選方法の詳細、新市場の店舗面積及び使用料一覧

(2) 抽選説明会における質問・意見に対する市の回答

【参加者】

有限会社上原商会、サーターアンダギー歩、あだん、さくら亭、ハート&ベリージェラ沖縄、きらく食堂、清光商事合同会社ツバメ食堂、えん、豚しゃぶ りゅうみ、がんじゅう堂（計 10 事業者）



図 食堂部門抽選説明会の様子

No.	質問・意見	市の回答
1	・天井工事が 10 月予定と以前に話があったが、抽選会の実施が遅れた場合、厨房内のレイアウトの決定も遅らせることができるのか。使用場所の確定とレイアウト提出の期間までが短いと対応が難しい。 ・抽選後、A 工事の平面図（設備）を頂ければ対応はできる。 ・水道工事の業者を早く決めてほしいとの話もあった。また、指定業者ではないとダメなのか。 ・工事の日程調整を行う前に、各店舗の事業者集めて説明があるのか。同じ施工業者がほかの店舗の施工も受けることもあって、ばらばらだと調整がしづらい。	・ 12 月末までに竣工を目指しているため、現場からは 10 月には情報はほしいと要望がある。レイアウトとは切り分けてレンジフードの範囲だけでも情報提供をいただきたい。 ・ 図面等必要な情報は適宜提供したい。 ・ 決まっているのであれば、教えてほしい。水道業者については、那覇市上下水道局の指定業者へ依頼してください。A 工事の工程にあわせて C 工事業者が入れるように日程調整を今後行う必要があり、日程も改めてお伝えする。 ・ 施工業者対象に説明会など行っていく。前もって早めに対応していきたい。
2	・ 厨房の間仕切りの位置の変更は可能か。	・ 厨房内には、土間の水勾配をとっているが、厨房の堺に大きな段差はないので、サーバー等設置するなど、間仕切り位置は事業者それぞれで判断してもらって問題ない。

【その他補足等】

- ・ 原則は名義人の方に抽選していただくことになるが、名義人の方が抽選日に来られない場合は、委任状を提出いただくことにより代理人の抽選が可能である（代理人の方の本人確認ができる書類（運転免許証等）の提示が必要）。身の回りに代理人がいない場合は、市（なはまち振興課）で代理を務めることもできるが、その場合、委任状に「使用場所希望順位」などの必要事項を記載の上、抽選日の前日までに市（なはまち振興課）へ委任状を提出する必要がある。
- ・ 抽選会日時や場所の変更の可能性があるため、決定次第文書等にて周知する。

ご意見をお寄せください。 那覇市 経済観光部 なはまち振興課
第一牧志公設市場建設室 TEL : 098-863-1750（直通）